

報告第3号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月11日提出

豊川市長 山 脇 実

## (市民部関係)

1	専決年月日	平成30年3月23日
	相手方	豊川市在住の60代男性
	損害賠償の額	16,500円
	概要	平成29年12月11日午後5時頃、豊川市大木町石道89番2地先の市道交差点において、職員の運転する自動車相手方の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	平成30年3月13日
	相手方	豊橋市在住の50代男性
	損害賠償の額	10,565円
	概要	平成29年12月7日午前7時30分頃、豊川市平尾町源祖47番2地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが道路の端の段差に落ち、当該自動車の一部が破損した。

(消防本部関係)

1	専決年月日	平成30年1月25日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	27,000円
	概要	平成29年12月21日午後2時45分頃、豊川市御津町赤根屋敷154番において、職員の運転する自動車が相手方の所有するブロック塀に接触し、当該ブロック塀の一部が破損した。